

保護者の皆さまへ

宝塚市教育委員会

緊急事態宣言延長を踏まえた学校園生活における新型コロナウイルス感染症の 感染予防について

平素は、本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、深く感謝いたします。

保護者の皆さまには、ご家庭における感染予防にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、8月30日から2学期は始まり2週間が経過しましたが、学校園では、デルタ株の感染により児童等の感染が後を絶ちません。これら児童等の感染経路の多くは家庭内と言われており、家庭内感染から学校園内感染に拡大している可能性もあります。

学校園では、9月30日まで緊急事態宣言が延長されたことを受け、引き続き感染防止対策を徹底いたしますので、今までと同様にマスク等の着用や健康状態の把握、日々の検温をはじめとする、各家庭における感染予防について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 健康観察の徹底

引き続き、毎朝、必ず体温計を使用して、お子さまの体温を測定し、健康観察カードに体温と健康状況をご記入ください。健康観察カードは、毎日、登校園時に持参させてください。

2 咳エチケットの徹底（マスク等の着用等）

登校園時には、家を出るときからマスク等を着用させるようお願いいたします。ただし、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日にはマスク等を外してもかまいません。

3 児童等に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）

① 発熱（平温より高い場合）などの平常と異なる体調の場合は、学校園における感染リスクを下げるため、自宅で休養してください。この場合、必ず、始業時までには学校園へご連絡ください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外（風邪や感染性胃腸炎等）の診断がなされた場合は、診断日以降にお休みされた日は欠席となります。

② 学校園で発熱した場合や、体調異常を確認した場合は、原則としてきょうだいも含めて下校させます。その場合、学校園から保護者に連絡しますので、児童等を迎えに来ていただくようお願いいたします。

③ 児童等に発熱等の風邪症状がある場合は、必ず医療機関を受診していただくようお願いいたします。その際には医療機関が診療可能かを事前に電話でご確認ください。

4 児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後の副反応を含む）や学校等での感染が不安な場合

児童等と同居する家族に発熱等の風邪症状がある場合は、児童等は学校園への登校園は必ず控えていただき、自宅での健康観察をお願いします。（健康観察カードには⑩を記入してください）
この場合であっても欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

ただし、医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症以外の疾病と診断された日以降は、児童等の出席停止は解除します。

また、学校園での感染が不安で欠席させたい場合は、各学校園へご相談ください。

5 新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者が発生した場合の取扱い

以下の場合、学校園へ連絡のうえ、医療機関又は保健所から指定された期間は学校園をお休みください。お休みされた日は欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

※学校園に伝えてほしい内容について

児童等氏名、クラス、PCR 検査受検日、結果判明日、経緯、保健所(医療機関)等からの指示

- ① 児童等又は同居する家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合
- ② 児童等又は同居する家族が濃厚接触者に指定された場合
- ③ 児童等又は同居する家族が PCR 検査又は抗原検査等を受けた場合

【連絡先】○平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分 ・ ・ ・ ・ ・ 在籍する学校園

○上記以外の時間帯（早朝、夜間、休日） ・ ・ ・ ・ ・ 090-5671-5615（市教委専用ダイヤル）

6 重篤化のリスクの高い児童等への対応について

医療的ケアを必要とする児童等や基礎疾患等のある児童等は、感染すると重症化するリスクが高いことから、登校園については、予め主治医の見解をご確認いただき、学校園と相談してください。欠席される場合は、欠席扱いとはせず、出席停止扱いとします。

7 学校園における教育活動

(1) 各教科共通

- ① 児童等が長時間（1 回で 15 分以上）、近距離（2m 以内）で対面形式となるグループワーク等については、行いません。
- ② 近距離で一斉に大きな声で話す活動については控えます。
- ③ 全国的な感染拡大の状況、生活全般にわたる人の流れを抑制する対策の強化など新たな事情が生じた場合は、活動内容や活動エリアをさらに制限することを検討します。

(2) 音楽

合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカなどの管楽器の使用は行わないこととします。

(3) 家庭科、技術・家庭

調理実習は行わないこととします。

(4) 体育、保健体育

- ① 原則としてマスクの着用は必要ありませんが、十分な身体的距離がとれない状態で、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合には、マスクを着用します。
- ② 暑さ対策や気温に応じ、実施する体育・スポーツ活動の内容の見直しや変更も考慮にいれて活動をしていきます。

(5) 校外活動（修学旅行・自然学校・転地学習を含む）

校外活動については、緊急事態宣言解除後に延期とします。

(6) 校外から多くの人が来校する行事（授業参観・学級懇談・体育大会等）は原則自粛します。

8 部活動（中学校）

9 月 30 日（木）（緊急事態宣言の終期）まで原則休止します。

ただし、全国大会・近畿大会・県大会（その予選を含む）等への参加及び参加に向けた活動に限り、次のように最小限で実施を可とします。

(ア) 大会初日から起算して 4 週間前までの期間とします。

(イ) 文化祭等が最終学年にとって部活動の最終発表会となっている場合は、大会と同様に取り扱います。ただし、4 週間前までの期間に定期考査により部活動が休止する期間がある場合は、4 週間を前倒しして、感染予防対策を講じたうえで個人練習を基本とした活動は可とします。

(ウ) 練習試合、合宿等の宿泊を伴う活動は行いません。

(エ) 部内での感染者が発症した場合（部員同士、顧問と部員等）は、1 日は全ての部活動を休止し、感染対策を確認します。

(オ) 学校関係者以外の参加は見合わせます。

9 お問い合わせ先

宝塚市教育委員会 学事課（電話 0797-77-2366）、学校教育課（電話 0797-77-2028）